



# 貨幣發展の一方

教授 森 川 太 郎

## 一 貨幣と經濟的發展

貨幣的景氣理論以來、所謂貨幣の經濟に對する干涉作用が、多く貨幣供給の彈力性に關聯して問題とせられてゐる。即ち例へば金本位制を中核とする近代的貨幣・信用制度の下に於て、銀行組織の供給し得る貨幣の數量は多かれ少かれ彈力的である、従つて或時にはより多くの、他の場合にはより少き貨幣が供給せられることとなり、これが金利、物價、生産構造に及ぼす諸變化を通じて、所謂景氣の波動が生起すと説かれる如き「特にワイタゼル」ハイエクの理論(これである)斯くの如き學説は、云はば貨幣供給の彈力性を基礎として、資本主義經濟の不安定性を説明せんとするものであるが、それに於ては同時に又、成長乃至發展と云ふが如き經濟の趨勢的變動と、貨幣供給との關係が殆ど全く視野の外に置き去られてしまつてゐる。

然るに景氣波動を通じて看取せられる現實經濟の趨勢的發展を問題とする時、其處では寧ろ貨幣供給の非彈力性が、經濟に對する干涉的要因として問題の表面に浮び上つて來ないであらうか。即ち經濟の趨勢的發展は——それが人口の増加より來るにせよ、將又生産技術の進歩に緣由するにせよ——自ら生産消費の増加を齎し、従つて又市場に於ける商品取引量の増加を結果する。此取引量の増加に相應して、流通に利用せられ得べき貨幣の數量が増加するならば、貨幣が經濟の

大正十一年六月十五日發行  
昭和十九年九月十五日印刷  
昭和十九年九月二十日發行  
編輯者 安井 文 子  
大坂市北區東區  
上三丁目十三番地  
印刷所 西大 谷口印刷所  
大坂市大塚區津田  
中區二丁目十二番地  
發行所 關西大學學報部  
會員部電話二〇六〇四

第二二〇號 目次

貨幣發展の一方…………… 森川 太郎 (一)

南方文學地誌…………… 片岡甚太郎 (六)

わが農政立法の發展…………… 山本戸克己 (二二)

編輯室より…………… (二六)

發展に對し特に干涉的影響を及ぼすことはないであらう。しかし從來支配的であつた貨幣制度の下に於て、斯かる貨幣増加の必然性があり得たであらうか。尤も經濟的發展をめぐる此種の對照關係を一層詳かにする爲めには、更に多くの要因に觸れなければならぬ。例へば生産段階の分化又は集中の趨勢、取引慣習、貨幣流通速度の變動傾向等の諸要因これである。けれども若しこれ等の諸要因が流通過程の貨幣需要を相殺する方向に發展する必然性なしとするならば、一定貨幣制度の下に於ける貨幣供給の限度は、取引量の増加に相應する貨幣數量の増加を妨げ、其處に自ら物價の下落を惹起する結果となるであらう。茲に貨幣供給の非彈力性が、經濟の趨勢的發展に對して及ぼす干涉的作用が考へられる。

固より貨幣數量と經濟發展との關係に對する此種の思慮は、決して事新しいものではない。金本位制度に依る貨幣數量の制約が、資本主義經濟の發展に對して阻礙的作用を營む可能性を指摘した論者は、從來とでも、一、二に止まらなかつたが、就中有名なるはかのカツセルである。即ちカツセルは一八五〇年と一九一〇年の兩年間に於て、世界物價の水準が略同一であつた事實と、此六十年間に於て世界の金保有量が約五・二倍となつてゐた事實とよりして、世界物價の水準が當時安定を維持する爲めには、年々の金生産高が各年初保有高の三%に達することが必要であつたとなし、更に將來に向つても物價安定の爲めには矢張り此條件の満たさるゝ要あることを推論する。然るに事實問題として今後世界の金産高が、年々の保有高に對し三%の割合を保つて増加し行く可能性は乏しく、且つ經濟發展の跡を見るに一九九〇—一九一〇年の六十年間は比較的沈滞の時期であつたに反し、今後(前大戰後)に於ては經濟の飛躍的發展が豫想せられるから、此經濟的進歩の時期に向つて能く物價の安定を保持せんとするならば、金本位制度の存置を前提とする限り、何等かの方法に依る金使用の節約、即ち一定金在高の

基礎の上に發行せらるべき貨幣數量を、より大ならしむる方策が講ぜられなければならぬ、と論じたのである。

勿論問題の斯くの如き取扱ひ方は、貨幣を唯支拂手段としてのみ考へ、これと取引對象たる財とを機械的、數量的に對置する貨幣數量論的思考を多く出でず、所謂貨幣の要因の經濟に對する干涉作用を内面的に究明せんとする理論的の要請に對へ得るものではない。近年の經濟理論に於ては寧ろ此貨幣と經濟との内面的關係が重視せられ、或ひは金利變動と投資活動の消長、完全預見と流通速度の問題、價值保存手段としての貨幣乃至流動性要求と貨幣需要との關係等よりして、問題への接近が試みられつゝあることは既に知らるゝ如くである。これ等の云はば貨幣の動きに關する要因が、經濟の動態過程の分析に於て重要視せらるべきことは云ふまでもない。しかし茲には斯かる動態過程の分析を當面の目的とせず、唯過去に於ける貨幣乃至貨幣制度發展の裡に看取せられ得る二、三の事象又は一の傾向につき、其意義を右に謂ふ經濟の趨勢的發展に對照して考察しやうと思ふ。

### 二 『貶質』の新解釋

知らるゝ如く、主に鑄造貨幣の用ひられた時代に於ける貨幣史上の著しい事實は、主權者に依つて行はれた間斷なき貨幣の貶質 (debasement of coins) である。所謂貨幣の貶質とは鑄造貨幣各片の通用價額を變ずることなくして、其重量を減じ又は其品質を貶下することであり、換言すれば鑄貨の名目價值と素材價值との一致を建前とする制度の下に於て、後者を前者より引離して低下せしめることである。

貨幣の貶質は、遠く西紀前約六百年の昔に於ても行はれたと云はれるが、降つてローマ時代に於ては其鑄貨たる「アス」が屢貶質せられた。又英國の貨幣單位「磅」は銀一封度の價值に由來し、ワイリアム一世時代(一〇六六年)には純分千分の九二五位の銀一封度から二百四十個のペニー銀貨が造られたが、其後頻々として重量の輕減が行はれた結果、エリザベス女皇時代(一六〇一年)には同じ銀一封度から七百四十四個のペニー銀貨が造られてゐた。従つて各片の重量は始め二二グレン二分の一から終に七グレン二分の一、即ち約三分の一となつたのであるが、それにも拘らず二百四十ペンスが一磅たることに變りはなかつたのである。

我國に於て幣制略整ひ、金銀貨の盛に鑄造せられるに至つたのは徳川時代に入つてからであるが、最初に造られた一兩の慶長小判は品位千分の八六三、量目四匁七三であつた。然るに凡そ百年を経て將軍綱吉の時代に改鑄が行はれ、一兩小判は品位千分の五六四、量目四匁七五となつた(所謂元祿小判)。次いで將軍家繼、吉宗の時には一時慶長小判と同品位の正徳・享保小判が造られたが、永祿せず、其後幕末に至るまで屢次行はれた改鑄は何れも著しい貶質であつた。例へば天保小判は品位千分の五六七・七、量目三匁〇〇、安政小判は品位千分の五五四、量目二匁四〇と云ふが如くである。

さて古來多くの國に於て斯く反復せられ來つた貨幣の貶質は、從來主として主權者の不正若しくは政府財政の窮乏に基く、とせられることが常であつた。例へば夙にアダム・スミスも斯くの如き鑄貨の貶質は、多く「王と國家の貪慾と不正に依り、彼等の信託を濫用して」行はれたるもの、となしてゐる。

然るに最近山崎博士は斯かる貨幣の貶質に對して新しき解釋を下し、貨幣の貶質も要するに、財一般に就いて作用する「代用の法則」が、貨幣に就いても適用せられる結果に外ならない所以を論じられてゐる。即ち貨幣は「交易の一般的用具」たることを始めとして、經濟上二、三の重要な機能をも果すものであるが、

「……各種の職能を果すが爲めに、貨幣が素材に依存する關係は絕對的でないのみでなく、次第に稀薄となる傾向があるので、費用のヨリ少ない代用物を得ることと比較的容易である。「代用の法則」が貨幣に於て、特に顯著なる發現を爲すのは少しも不思議ではない」と稱し、其歴史に現はれた事實の一として「貨幣の貶質」を舉示せられるのである。(山崎覺次郎、貨幣と「代用の法則」經濟學論集第十三卷第七號、一一二四頁)。

貨幣の貶質がそれに應じて物價の騰貴を惹起し、これを行ひたる者に豫期の利益を齎さないのみでなく、却つて一般人の經濟生活を困難に陥れると云ふことも從來屢論せられ、又此故に貶質は爲政者の惡徳として排斥せられることが多かつたのである。しかし貨幣の貶質は如何なる場合に於ても、常に此結果を伴ふものであらうか。山崎博士も此點に若干の疑問を挿まれ、二三の實例を以て必ずしも其然らざることを例證し、以て貨幣の貶質が貨幣に就いての、「代用の法則」の發現と見られ得る所以の傍證とせられる如くである(前掲書、一一二二頁)。

素材價值のより低き鑄貨を以て、より高き鑄貨に代用する公然たる一の例は補助貨幣に於て見られる。蓋し補助貨幣の素材價值が通常名目價值以下なることは公然の事實であるが、其名目價值に於ける流通は何人もこれを怪しまないからで



ある。素材價値の引下が更に進めば不換紙幣の發行となるであらう。茲に於て貨幣に關する「代用の法則」は傾度の發現を見るわけであるが、これにつき山崎博士は、「貨幣史を通じて、貨幣素材の費用——少くとも發行者に對する——を出るだけ引下げようと云ふ努力がつ、けられた。最後の段階は、發行者が、貨幣素材に對して實際上何もかも支拂はないばかりでなく、將來に於ても支拂の債務すら負擔しないと云ふ段階である」とG. F. D. Graham and C. R. Whitleyの言を引用し、此記述は貨幣に就いて「代用の法則」が絶えず行はれ来たことを謂ふものに外ならないと云ひて、更に次の如く附加へられる。即ち「貨幣素材の費用の引下」とは貶質に他ならず。之を以て一概に惡習弊風と非難する從來の思想に對し、論者が別の論斷を下したのには確かに卓見と云ふべく、自分にとつて空谷足音の感がある、と(前掲書、一九二〇頁)。

しかしながら「貨幣素材の費用を引下げんとする絶えざる努力」とは、貨幣史上の諸事實を結果より觀察して客觀的に云ひ得ることであらう。夫々の場合に貶質又は紙幣發行等を促したる現實の動機は、寧ろより多く窮乏財政の補填、國主の貪慾等にあつたのではないかと思はれる。然らば同じく客觀的に回顧して、上記の史的事實は、經濟の發展に基く貨幣需要の増加に對し、貨幣素材の供給が相伴はざることから生ずる、云はゞ貨幣供給の適應 (Anpassung) と見られ得ないであらうか。貶質が必ずしも物價の騰貴を結果せざりし事實、或ひは我が徳川時代に於ける改鑄の原因として、幕府の財政窮乏と共に屢「金銀の不足」が擧げられること等に徴しても、上の如く見ることは必ずしも根據なき憶説となすを得ない。勿論斯くの如き適應を可能ならしめたものは、貨幣に關する「代用の法則」の作用であるべく、其點に就いて敢て異議を挿むものではない。

### 三 貨幣の無體化傾向

前世紀の後半、金本位制度の確立、普及以後に於ても、經濟の趨勢的發展に對し貨幣の供給を増加せしめんとする適應は、種々の形に於てこれを看取するを得る。其最も見やすい例は云ふまでもなく銀行券の發行であらう。近代に於ける銀行券の發行は、知らるゝ如く、第十七世紀の中葉英國に於て金匠の發行せし Goldsmiths' note に由来するが、これが中央銀行制度に發展して金本位の基礎の上に確立せられたのは、一八四四年のピール條例に依つてである。同條例は英國銀行の銀行券發行に對して、原則として同額の金準備を置くことを要求し、これ

に依つて銀行券を、恰も「金貨が流通すると同じ状態」に流通せしむることを目的とした。従つて此場合銀行券の發行は自ら金の在高に依つて制限せられ、後者の増加なき限り、貨幣の供給は經濟の發展に應じて自由に増加せしめらるゝを得ない。尤も此際とて同一一定額の保證準備發行が認められ、金在高に依る貨幣供給の制限に若干の例外が存したのであるが、いづれにしても此窮屈なる所謂一部準備發行制度が、英國當時の經濟發展に對し必要なる貨幣—支拂手段を—充分に供給し得たか否かは頗る疑はしい。此點英國に於ける小切手制度の發達(後述)と考へ合はす時、興味少からざるものがある。

けれども金本位の下に於ける銀行券發行制度夫自體に於ても、貨幣供給を増す方向への一的發展があつたことを忘れてはならない。即ち前大戦以前、各國を通じて支配的なりし發行制度は、多かれ少かれ英國の制度を模したる金準備發行を原則とする制度であつた。然るに大戦後復興せられたる金本位制の下に於ては、大多數の國は、銀行券發行高に對し一定割合(概ね三分の一乃至四〇%)の金準備を保有すれば足るとする、所謂比例準備發行制度を採用するに至つた。發行制度としての一部準備制度と比例準備制度との得失比較の問題は、暫くこれを措く。唯此制度的發展が、結果としては、一定金在高の上により多くの貨幣供給(銀行券發行)を可能ならしむるに至つたことは明白なる事實である。

發展は又銀行券發行の準備たる金又は正貨の内容に就いても見られた。始め金準備が、銀行券の金貨兌換を前提として、概ね現實に金貨を以て用意せられたることは、夙に知らるゝ如くであるが、前大戦後に於ては金塊乃至金地金を以てする準備が、寧ろ正貨準備の主たる形態となつた。更に金爲替を金に代る發行準備となす國が増し、又在外正貨若しくは外國爲替を正貨準備の一部に充當する慣行が常則的となつた。金地金準備を以て金貨準備に代ふることは、唯金貨鑄造の費用を節約する結果となるに止まるが、金爲替又は外國爲替を正貨準備と同様に看做すことは、云はゞ金準備に依つて支へられたる外國銀行への預金を準備として、銀行券の發行を行ふことであり、それだけ一定金在高の上に供給せられる貨幣、銀行券の數量は増加することとなる。曾つて二、三の論者が金節約の一方法として、多數國に於ける金爲替準備の採用を推奨せる所以も茲にある。

始め秤量制であつた金屬貨幣が定型的なる鑄造貨幣となり、其中から補助貨幣が生じ、又紙幣乃至銀行券があらはれ、更に其銀行券が發行制度に於て、發行高に對する金屬準備の割合が漸次小となり行く一聯の發達は、所謂貨幣の抽象化乃至無體化の傾向として、夙に注意せられしところである。唯此際吾々が改めて指

摘せんと欲するのは、斯くの如き貨幣の無位化傾向に伴ひ、貨幣の供給が金屬素材の制約から次第に離れて、經濟の趨勢的發展に自ら適應する結果となつたであらうと推し得ることである。

貨幣の無位化が更に一步進めば預金貨幣の發達となる。銀行に對する預金乃至債權が所謂銀行貨幣 (Bankgold) として、現金に代る支拂道具とせられしことは、既に第十四—十六世紀に於けるヨーロッパ各地の振替銀行の例にも見らるゝのであるが、就中示唆的なるは英國に於ける發達である。即ち英國に於ける當座預金制度の發達は、銀行券の發行を禁止せられたる株式銀行の發達と相表裏し、其事は、株式銀行が銀行券ならざる別種の支拂手段——小切手を受渡す手段とする當座預金を供給することに依つて、其大をなし來りたるものと考ふるを得る。此發達は、蓋し當時に於ける英國銀行の嚴重なる發行制度と、相關聯することがなかつたであらうか。別言すれば金準備發行を原則とする銀行券の供給が、經濟の發展に伴ひ増大する貨幣需要に應じ得ざりし爲めに、自ら行はれたる貨幣供給の適應と見られ得ないであらうか。

預金貨幣の發達は預金の基礎となれる現金 (銀行券) の、支拂手段機能に於ける能率増加、従つてそれの流通速度の増大としても理解せられ得る。従つて又預金貨幣の發達は、經濟の發展に對する貨幣側の適應が、銀行券の流通速度増大を通じて行はれたることとも解せ得られるであらう。これをいづれに解するや、結局するところ便宜の問題に歸するが、今は暫くこれを貨幣數量の増加と考へて置かう。

#### 四 恐慌下の發展

斯くて前大戰後主要諸國を通じて典型的となれる、貨幣供給の制度的機構は凡そ次の如きものであつた。即ち中央銀行の保有する金準備を基礎とし、それに數倍する (又は一定保證準備發行高を加へたる) 銀行券が發行せられる、其銀行券の内銀行に保有せられる高が、所謂支拂準備金として、銀行の供給する預金貨幣の高を規制すると云ふ、粗雑には「金と紙幣と預金貨幣」の關係圖式に依つて示される規制關係である。勿論斯かる貨幣供給の制度的機構は、一層現實に接近しては更に精微化せられることが必要であらう (拙著、銀行機能論、第四章参照)。又これに依り一定の金在高を基礎として、各國民經濟に供給せられ得る貨幣の總量が、初期の金本位制時代に比し、著しく増大せることも疑はれ得ない。しかし

各國を通じての全貨幣供給量が、結局世界に於ける金在高に依つて制限せられ、従つて世界の金在高が急激に増加し得ざること (世界に於ける年々の金準備高は金の現在高に對し極めて小なる割合を示すに過ぎない) から、貨幣の供給高が多かれ少かれ固定的となる傾きにあつたことは、充分これを重要視しなければならぬ。

貨幣の供給量が多かれ少かれ固定的であつたに對し、前大戰後各國の經濟的發展は急速であつた。戦後の復興、生産技術の飛躍的進歩、各國民生活程度の向上等は、世界に於ける生産、消費、取引の數量を急激に増大せしめたであらう。支拂手段の不足は自ら物價下落を來す筈である。一九二九年秋に始まる世界恐慌、それに續く大不況に對しては、勿論種々の原因が指摘せられ得る。しかしそれ等大小様々の原因の底流に、斯くの如き經濟發展と貨幣供給との不均衡が存したであらうことは、前記せるカッセルが、其數量論的理論に立つて特に強調するところである (G. Cassel: The Crisis in the World's Monetary System, 1932, pp. 31-61)。

されば此大不況に際し、これを克服せんとして各國の採用した貨幣政策は、要するに諸國の方式に依るインフレーション政策であつた。今其詳細に立入るを得ないが、先づ英國は獨逸金融恐慌の餘波を受けて、一九三一年九月傳統の金本位を離脱し、次いで其屬領、北歐諸國等英國の例に倣ふ國が續出した。英國の金本位停止は形式的には、金在高に依る貨幣供給高の規制を撤去するものではなかつたが、翌年設定せられた爲替平衡勘定の運営に依つて對外的に磅爲替の低位安定を策しつゝ、國內的には公開市場政策と低金利政策とに依り貨幣供給の制限を緩和し、其弾力性保持に資したことは疑はれ得ない。英國の金本位停止に先立ち、獨逸は賠償支拂の停止と共に嚴重なる爲替管理を實施し、其金本位維持は既に名目的となつてゐた。我國も亦昭和六年 (一九三一年) 未金輸出の再禁止を行つたが、翌七年には保證準備發行高を従來の一億二千萬圓より一躍十億圓に引上げてゐる。而して當時世界貨幣用金の過半を保有してゐた米國とせ、一九三三年始めの銀行恐慌を契機として、同年四月金本位を離脱するに至つたのである。

世界恐慌下金本位停止の風に次いで各國の幣制を變つた第二の波は、所謂「平價切下」である。即ち米國は一九三四年弗の金平價を四割切下げて「新型」の金本位に復歸したが、翌三五年三月には尙金本位の牙城を死守して所謂金ブロックの國々の中、先づベルギーが金兌換の停止及びベルギー貨の二割八分切下を行つた。次いで三六年九月には所謂英米佛三國通貨協定が成立し、これに依つてフランスは正常の金本位を抛棄すると同時に、フランス銀行の金準備を二割五分切下け



たフランを以て再評價した。前後してスイス及びオランダも金本位離脱又は平價切下を行ひ、イタリヤは一九三四年以來爲替管理を實施してゐたが、三六年十月更にリラ貨の四割切下を發行した。我國も亦昭和十二年八月に日本銀行の金準備を再評價し、從來の七五〇ミリグラム一圓の割合を、二九〇ミリグラム一圓の割合となしたが、英國も一九三九年一月に英蘭銀行金準備の再評價を行つてゐる。

依つて國際對立の見れば、恐慌以來今次大戰勃發までの十年間は、右の如き各國貨幣の金に對する價值の引下げ競争を以て特徴づけられる。舊金本位的觀念に於ては、貨幣の金價値の低下は其國の對外爲替相場場の低落を意味し、それは輸出増進の爲めの強力なる武器となる。斯くて今次大戰に先立ち行はれたる如上の激烈なる貨幣競争、其別而たる金競争、金偏在等の事實も、勿論當面の課題に無縁ではない。しかし今は、これ等資本主義經濟の國際的對立面に立入ることは暫くこれを措き、唯此間各國貨幣の價值は、金に對しては著しく低落したが、金以外の諸商品に對しては見るべき低下を示してゐない事實に注目しやう。即ち恐慌以來各國物價の回復歩調は極めて緩慢であり、獨英開戰當時に於て多數國の物價は尙一九二六年の水準以下にあつた。一方此十年、相次ぐ金本位停止、平價切下に依る銀行券發行制限の緩和、其準備基礎の人的擴大は、經濟的發展に對應する貨幣供給の弾力性を著しく増大したであらう。尙此間金價騰貴に基く金産の著しき増加があつたことも、同じ視點より看過せられてはならない。

### 五 戰後の通貨問題

斯くて近世の貨幣史に著聞する二、三の事例と、貨幣乃至貨幣制度の發展に於ける一の傾向とが語る其經濟的意味は凡そかうである。即ち經濟の趨勢的發展に應じて、貨幣の供給も亦相伴つて増大するを要し、前者に對し後者の及ばざる場合には、往々にして經濟的發展に對する貨幣側よりの阻礙的干渉が作用した。此發展への隘路は夫々の場合、自ら貨幣供給の増大を結果する種々の人為的方策に依つて打開せられ、趨勢的には經濟に對する貨幣側よりの適應が行はれ來つたと考へられ得るが、其適應の一般的方向は、貨幣の供給を一定素材金屬、特に金在高の制約より、次第に解き放す方向に於てにあつた。此發展傾向は所謂「貨幣の無體化傾向」として、夙に論者の指摘するところであるが、尙問題は現實にこれを促した動因が何かである。それが、山崎博士の謂はれる如き「代用の法則」又は「貨幣の發行費を引下げんとする努力」と云ふが如き、貨幣當局の經濟合理的

なる熟慮の計畫に出でしものであるとは考へられ難い。それは寧ろ、貨幣を含む經濟諸關係の間に、云はゞ盲目的に作用せる諸々の適應の結果である、と見ることも一層妥當であると思はれる。

「貨幣の無體化」は、貨幣の供給を金の束縛から全く解放せる所謂管理通貨制度に至つて、理論的に一應完成する。貨幣形態が完全に銀行券から預金貨幣に移り、一切の支拂が凡て銀行勘定に於ける振替決済を以て行はるゝまでに進むや否やは、寧ろ技術的な第二義的問題に屬するであらう。今次戰爭半ばにして我國及び獨逸は、管理通貨制度を恒久的制度として採用し、各廣域經濟圏に於ける新貨幣秩序建設への意圖を表明した。此新しき貨幣制度は、過去に於ける貨幣發展の方向に適應し、且つ理論的にも、從來の制度の重大なる缺陷を能く排除し得る特長を有する。

しかしながら固より、貨幣の經濟發展に對する阻礙的干渉を防患し、進んで貨幣をして適度にこれを刺戟せしめ、單に管理通貨制度の採用のみを以て足るのではない。其上に實際に適切なる其運用が行はるゝことを要する。而してそれが爲めには、貨幣の經濟に對する干渉的作用を、其過程と内面的關係に於て一層精細に分析するを要し、此處では最初に述べし金利、價值貯藏手段としての貨幣、流動性の選好等々の要因が自ら問題とせられねばならないであらう。しかしそれ等の諸問題に立入ることは勿論當面の課題ではない。

尙關聯して戰後の世界通貨問題に關するカッセルの短論を惹いて本稿を終らう。即ちカッセルはスウェーデンの一銀行 (Skandinaviska Banken) の四季報 (一九四三年十月發行) に、「世界通貨問題」と題する一文を寄せ、暗に米英側の所謂戰後通貨案を標的として簡單なる論評を試みてゐるが、中立國論者の言説として興味を惹く點がないでもないからである。其要旨に曰く……世界各國に共通なる單一通貨制度は世界幣制の理想ではあるけれども、戰後直ちにこれが實現を期するには未だ時機尙早である。従つて國際的通貨制度再建への努力は、何よりも先づ各國通貨間の爲替比率の安定に向けられねばならず、且つ其安定點は各通貨の國內購買力を標準として定められなければならない。戰後各國通貨の對内購買力の算定には若干の困難が伴ふが、其近似點に爲替比率の安定點が選ばれ且つそれが堅持せられたならば、各國の物價體系はやがてそれを中心に適應再整せられに至るであらう。唯一旦決定せられたる爲替比率の維持を期する爲めには、各國は共に國內に於ける過度のインフレーション政策、並びに國際通商に於ける

# 南方文學地誌

教授 片岡 甚太郎

個體を民族の種節であるとするならば、民族は自然の肉節である。個體を物質的平面における一つの起伏であるとするならば、その生命的支柱は意識である。意識の活動は、染色體の分裂による核活動と起源を一にし、その擴大の基底は原形質の攝受に在る。東亞を原形質として發展する東亞民族の意識内容は、その環境による發生學的構造に依據して餘すところが無い。流動する東亞の自然に育くまれ、南海の鹹風に息吹きし、個體としては須叟の・民族としては悠久の・精神的肉腫と種節とは、個人を包圍する民族によつて崩壊を免れてゐる。東亞の民族が、周邊に生起する無限の自然を捕へ、細微な統覺的作用を通して個性的な・決定的な意味構造を形成した歴史的事實の記録が、知性と意志性に先行する肉腫的・民族的藝術であり、文學である。東亞文學本然の姿を求めて、我が國文化包圍圈の一環としての南方諸地域に地誌的行脚を試みることは無益ではないであらう。

東亞の性格の代表的なるものゝ一つは、風流と信仰とである。そしてこの一大性格が文化的に大先聖地域である印度に發祥してゐることは、今次の皇軍の進駐と想ひ合せて奇しき縁を感じさせられる。印度アーリアン言語族は、二億三千万に近く、その中約百萬のジブシーを除いては全部印度に住んでゐる。この地域に發達したサンスクリット文學は、史的に云つて希臘文學および支那文學に匹敵する價值と地位とを保持してゐる。サンスクリットの古語ヴェーダの時代の作品には「ヴィーメス」(1500 B. C.)と「プラーマナス」(650 B. C.)との二系統があり、それと訣別して、純正サンスクリット文學が現はれたのは紀元前四・五世紀のことであつて、それが終焉を告げたのは、十二世紀の初頭であつた。それらが多くの方言語と階級方言に分岐し、後期サンスクリット、すなはち文學語としてのアパブラムサス語に定型化するまでには、繁雜な過程が秘められてゐる。

アパブラムサス語時代になつて、印度文學は著しく宗教的性格を帯びる。このうち、ジャイナ教徒によつて用ひられたものがアルダマガデ語であり、佛教徒に

よつて用ひられたものがカハリ語である。

佛陀 (568-488 B. C.) の生れたのは、紀元前六世紀であつて、その教義は口碑によつてたちまち東亞の四海を光被するにいたつた。印度をアレキサンダー大王の役路から救つたチャンドラゴプタを祖父に、經典をセイロン島に移して寫經の端著を聞いたマヒンダを父に持つた阿育王 (在位 264-228 B. C.) には「三つの籃」といふ三部作の聖典がある。第一部は「ヴィナイヤ」と呼ばれる宗教の掟を規定し、第二部は「スッタス」で教義を扱つてゐて、その終篇には多くの民話・抒情詩・生誕の歌・逸話などが録められてをり、第三部は「アピッタマス」で、修行の手引を説いてゐる。

パリ文學は、北方印度を起點としてL字型に展開し、セイロン島と泰國とにその正統が傳へられてゐる。前者においてはテイソサ王 (350 B. C.) 以來、パリ學者が續出し、四世紀頃の「セイロン年代記である韻文の「ディバヴァムサ」を始め、ブツダゴサの「純潔の途」とか、作者未詳で詩的冥想美の溢れた宗教詩「ダーマバダ」等がある。後者においては、ビルマ國においてと同様、その豐富な宗教詩の基調は、虚無的な「人間生活の虚榮」を強調する點に在つた。これは明かに我が國室町時代の兼好が、動亂の社會の内的矛盾に手の施しやうもなく虚無と逃避とを洒脫な「徒然草」に求めた我が國文學の傳統の一つである風流の思想と深く交るところがある。

由來、傳説に富む泰國の文學には、怪談多く、また神話とか宗教を扱つた古典的作品が今日に傳へられてゐる。娘と象の話の「ブーム・ホン」、王女と巨人の「ブランダ・トング」とか、泰國的な宇宙論の盛られてゐる「ノック・クーム」とかは、ラフカディオ・ハインの「怪談」と同趣異巧の物語である。宗教・神話に關するものには、佛陀の生涯を描いた「パツタマ・ソムボチアン」とか、泰國のアルフレッド王の稱ある「ラー・ルワンダ」の「箴言集」等がある。

今日の泰國の文學活動は、劇に集中されてゐる。今次の聖戰以前においてはヨーロッパ風の演劇が壓倒的に優勢であつたが、自國の傳統に眼醒めた國民府においては、歴史と傳説の再構成に全力が注がれてゐた。兩の國泰國に戀愛詩が盛であることは、自然であるが、それらは何れも甘美、幽雅、諧調に富んでゐて、入行より成る「ケロンベット・トン」と呼ばれる独自の詩形であつて、その詩的效果は押韻の外に、音調の五種の抑揚に基いてゐる。

現代の泰國においてはローマ字が使用されてゐるけれども、その原語は語間にスペースのないラオチアン語であつた。これは隣國緬甸のカレン語と共に支那西



破語族の二大分岐語をなしてゐる。緬甸の文學については、我々は多くを傳へ聞かないのであるが、その古代文學はすべて佛教文學であり、バリ文學の影響の下に發達した諧調的韻文が目立つてゐる。その近代文學も、多くは宗教物語で、その代表作は緬甸國の歴史と歌謡の年代記である「ヤザウイン」である。

バリ文學の行末を見守つて緬甸國を訪れた我々は、皇軍勇士の奮戦によつて聞き馴れてゐるアキアブ、チッタゴンを経て、線に沿つてアラカン山脈を北上すると、印度東端のアッサム、ビハール、ベンガルの諸州に出る。印度は老大であつて、學者のあるものは、それを「言語學的金剛石の谷」と呼んでゐる。前述のサンスクリット文學は全印を顛倒してゐるので、我々の印度旅行は一應その目的を果したのであるけれども、我々はこゝで再び足を留めて、北方のベンガリ文學、中部のヒンドスタン文學、および南部のドラヴィド・アイン文學を一瞥しなければならぬ。そしてこゝでも再び東洋人の歸依への要求と自己の徹底的滅却への深刻なる魂の闘争が見受けられる。

通俗印度語として、最も大きな人口を擁してゐるのは、ベンガリ語である。これは隣接のオリヤ語、アッサム語とともに支那西域語族に屬し、印度北中部のヒンドスタン平原を除いて北西部バミール地方、インドス河畔の非アーリア語族と同祖の關係にある。ベンガリ文學はカルカッタを中心とし、十五世紀にはラムとかオジヤーのラマ教典の譯があり、十九世紀にはバンキム・キヤンドラといふ小説家とか、我々の耳に親しまれてゐるラビラナト・タゴール (1861-1943) とかがあつて、後者の「三日月」とか「赤いオリアンダ人」等の作はベンガリ文學をして世界に知らしめたものである。オリヤ文學には十七世紀ダスの「ロザ・カロラ」があり、アッサム文學には歴史物とか詩人サンカール・デブ、翻譯者カンダリの名などが知られてゐる。

バミール高原は、地理的關係より夙にベルシヤ語の影響多く、その文學には哲學的冥想詩「ラテ・ヴァキアニ」を書いた女詩人ラテデヴィとか、現代作家のクリシュナ・ラジヤナカ等がある。

北西部沃野の中心をなすインドス河の流域の文學には民謡が多く、その代表作はアブド・フル・ラテイフの「デイヴァン」である。地形的には印度の中央部に當るけれども、言語族としては北方系に屬するホルブツダ河流域の文學は、主として吟遊詩歌であつて、その文學語はボンベイ政廳の公用語である。十二世紀には婆旬が深え、十三世紀にはナムデヴの「ヴァインヌ頌歌」、十七世紀にはタカラム (1608-9) の「カマヨハネイ (1715-90) とかが出て、西進・西行を偲ばせる漂

泊者苦行讚歌を残してゐる。「バワダ」と稱せられる戰爭歌謡、「バカール」と呼ばれる散文年代記、「ラダアニ」といふ熱帯民族の戀愛抒情詩が華かに咲き咲れてゐるのも、この地方である。

地理的には更に南下するけれども、文學語をホルブツダ地方と共通にするゴア地方では、宗教書が多かつたのであるが、宗教審問のために焚書の厄に遭ひ、僅かにエステヤオの韻文「新約聖書」の譯があるに過ぎない。同系の文學は、ゴアの北方スイクニス地方にも傳はつてゐるのであるが、グル・アシガドの「グランド・サヒブ」といふ聖典に見えるやうな信仰の文學が主調をなしてゐる。

ヒンディ文學の發祥地であるヒンドスタン平原では、ヒンドスタニ語が話されてゐる。これは、それとは可成り異質的な東部ヒンディ語および西部ヒンディ語とに對して姉妹語であつたのであるが、デリーに毎年慈善市が催されたので全印的な通貨語の資格を獲得してゐる。文學は十二世紀に始まり、デリーの宮廷詩人であつたチャンド・バルダイには「プリトリラジ・ラソウ」といふ六行節の英雄詩があり、十六世紀のマリク・モハメッドには「バドマワツド」といふ悪人の皇帝と善人の皇子との争闘を描いた叙事詩がある。ヒンディ文學には、三度び東部の殉教思想を鼓吹した信仰文學が目立つてゐて、次世紀にはスコットランドの讚美歌を想はせるやうな「ツルシ・クリット・ラマヨウ」といふ格言集を胎したツルシ・ダス (1532-1623) がある。彼は恰度シエークスピアと同時代であつて、ヒンディ詩人の最高峰をなしてをり、ラマ教に憑かれた妻に捨てられ、後その跡を追つて漂泊詩人となつた人である。同時代のスール・ダスには、「スール・サガール」といふ極めて長篇の宗教詩があるが、この作は、ラマ教ほどでは無かつたけれども當時殷盛を極めたクリシュナ教に賦けたものである。このツルシ・ダスとスール・ダスの時代は、正しく英國のエリザベス時代を髣髴させるのである

が、時恰もベルシア文學の影響がもつとも大であつたので「カシダ」と呼ばれる頌詩、「ギヤザール」と呼ばれる戀愛詩、「ビチャター」と稱する諷刺詩、「ルバイ」と稱される箴言詩の流行を見た。これらの新文學を代表するものには、イブン・ニシヤチの「鸚鵡物語」、イブラヒム・アデルの「九人の救世主」などがあるが、彼等はいづれも十七世紀のデリー市を賑はしたものである。次世紀に至つて文學の中心は、ラツクノウに、そして十九世紀に至つてカルカッタに移るのであるが、前者には戀愛詩人ミール・ハサンとか閩房詩人ミール・ソズがあり、後者にはニザム宮廷の桂冠詩人ミルザ・カーン・ダグー (1831-1905) とかウオーター・スコットに擬せられるシヤラールとかがある。

最後に残された豊富な印度文學の一つはドラヴィディアン文學であつて、これはサンスクリットに次ぐ印度最古の文學である。ゴアから發してキストナ河に終る東北東への波状線の包む南方地區が地盤であつて、その言語はヨーロッパ語のいづれとも無關係である點が獨自である。この地區は、更に四分されてマドラスとセイロンを結ぶ東部がタミール、マラバル海岸を南下してマニマまでの西南部がラマヤラム、タミールを北上してベンガル海沿ひにゴダベリ河までの東北部がテルグ、そしてボンベイを中心とするアラビア海岸一帯の西北部がカナラである。この中、タミール文學とカナリーズ文學とが最も代表的であつて、前者は宗教書によつて、そして後者は嚴格な禁慾的思想によつて、東洋的特色の濃厚な文學である。

テルグ地方のテルグ語は、この地區における最大の言語人口を擁してゐるけれども、ドラヴィディアン文學の全盛期の遺物を傳へてゐるだけであり、それ自體の文學としては、サンスクリット文學の影響によつて十一世紀に始まり、僅かにナナヤの「マハ・バーラタ」の譯と、テルグ文法書とが傳へられてゐるに過ぎない。

タミール語に關しては、八世紀に既に文法書「トルカツピヤム」があり、その文學は九世紀から十一世紀にかけてゼイナ人によつて確立されたものである。テイルヴァルヴァンの「ケラル」は、タミール道徳詩の白眉であり、その妹には「チンタマニ」と呼ばれる叙事詩があつて一萬五千方行を越える大作である。十六世紀には、ヨーロッパにおけると同じく文藝復興が起り、諸種の聖書および佛典の翻譯書が現はれた外、クマラグルバラとかシヴァアヴァキヤム等の有名な詩人が輩出した。十八世紀には汎神論的哲學者のタヌマナヴァン、ジョセフ・コンラッド張りの小説家ベツシがあり、十九世紀にはチャリナリズムが發達して英書の翻譯が盛になつたが、「バラヴィアバカル」(小商人)が最も讀まれてゐる。マラムヤラム語がタミール語から分岐したのは、九世紀のことであるが、その文學の獨立は十三世紀のことである。今日傳へられてゐるものには「ラマチャリタ」といふ英雄叙事詩のみである。

カナリーズ文學は、徹頭徹尾宗教文學に終始してゐる。わが國では藤原氏の關白時代、英國ではアルフレッド王時代に匹敵する頃の作品として傳へられるものに「カヴィラジャマルガ」(詩人の道)があるが、この作は爾來一千年に亘るカナリーズ文學の性格を決定してゐる。これはチヨリサーの「カンタベリ物語」のごとく、散文が詩篇を區切る手法に據つてゐる。この書の傳へるところに依れば四世紀にはカヴィラメラメヌチ、五世紀には「チユンダマニ」の作者スリヴァル

ダーデヴァ等の詩人があつたやうであるが、それ以後の文學は、ジャイナ教、リシガヤット教、ヴァシネナヴァ教のいづれかへの露依文學であつて神話と聖徒傳がその軀幹を形づくつてゐる。中でもジャイナ教は、冥想と自己否定を強調する特異の宗教で、これを信奉するものは或は人間生活を懷疑して着衣を否定し、また或は生物生活を遠巡して口邊に布を蔽ふの舉に出でた。

ジャイナ教に屬する聖徒文學には、十世紀の「アデイ・プラナ」の作者である宮廷詩人パンバ、即興の詩人ボンナ、「ガダ・ユダー」の作者ランナを始め、十二世紀の數學書、醫學書、科擧書の時代を経て、十六世紀クリシユナ教による宗教改革以後のものには、リシガヤット文學と共通する作品が多い。

リシガヤット教の創始者はバサヴァであつて「救助の六階梯」の作者であり、十七世紀の代表者は「ラジャヒツカラ」の作者シヤダクシヤラ・デヴァである。カナリーズ文學における最初の劇は、シンガラリヤの「ミトラヴィンダ」と、カヴィ・マダンナの「スカ・サビタテイ」とであるが、後者は主人の旅行中鸚鵡が夫人を慰める物語を収録したものである。ヨーロッパ文學の東漸以後には、サストリ、ラン等の劇作家、ヴェンカタチャリヤのごとき小説家が現はれ、シエークスピアの「間達の喜劇」を模した「プラソチ・ヴィラサ」とか、バニヤンの「巡禮の旅」、聖オーガステンの「懺悔録」の翻譯が流行し、現在においては「ザリツタンタ・パトリケ」といふ通俗新聞が廣く讀まれてゐる。

二

大正末期までに學校生活を終了したものとつては、スマトラ、ボルネオ、ニューギニア等の諸島は、遠い南海の外國領として極めて稀薄な關心しか、抱かしめられなかつたであらう。しかるに昨冬大航空戦の行はれたブーゲンビル島は、ソロモン群島の西端に在り、東京を去る僅か六千程に過ぎない地點である。印度支那半島を振り出しにマライ、スマトラと南下し、北上してボルネオ、フィリッピン、再び南下してニューギニア、ソロモン、オーストリア等と散在する大小島嶼を見渡すとき、そこに展開されるものは、原住地中央アジアを想はせる言語系統の流布状態と、そこに發生した土着的自然發生的文學の深相とである。わが南洋群島から遙か東に點在するメラネシア、ミクロネシア、ポリネシアの數千の島々にも、一貫した文化的現象を看取することが出来る。

わが國と攻守同盟の契を結んで大東亞の建設に邁進してゐる佛印のアンナン、



カンボジアとか、緬甸のベゲー地方のオーストロ・アジア語は、印支東部のチヨタ・ナグプール地方にも存在してゐる。緬甸のサルエン河、佛印のメコン河流域および馬來半島の言語も、同系統である。安南文學は、論語の翻譯以外には見るべきものがなく、この地古來の傳説は、かれらが支那王族の末裔であると信ぜさせられてゐる。アッサム(緬甸)、カンボジア(佛印)の文學は、聖典または佛典の翻譯以外には文獻は傳へられてゐない。

言語系統としての他の一群は、スマトラ、ジャワ、セレベスを結ぶマレヨ・ポリネシア語であつて、ホルネオ、ルソン(比律賓)の地方語もこれに屬してゐる。これら諸地方の文學をインドネシア文學と總稱することがあるが、その主體をなすものは聖書の翻譯である。しかし僅かながら存在する各地の純文學には、我々の注目を惹くに足るものが無くはない。即ち、柔か味と諧調のある言語に恵まれてゐる馬來文學には、ベング・リポール・ララ(「心配を救ふ人」と呼ばれる吟遊放浪詩人の手になる戀愛詩とか民謡詩があるのは、イギリス五世紀のウイドシとか、同じく十五世紀の邊疆地方の民謡の流行を發端させる土着の發生の興味深い現象である。その他の詩には歌謡、抒情詩、韻文お伽噺があるが、惜しむらくは大作が傳へられてゐない。馬來の散文は、年代記が主要作品であつて詩と現實とが一致して記述されてゐるのであるが、これらに記載されてゐる法律、神學、道德論は、ベルシアおよびアラビアを模倣したものである。「ハンダ・トウワー」は馬來の道德物語を代表し、「ヒカヤット・アブドウラ」は馬來のピトプスである。

メナングカバウ王朝によつて知られるスマトラの文學には、僅かばかりの詩と傳説とが傳へられてゐるに過ぎない。ジャワ文學は、比較的絢爛であつて活氣を呈し、八世紀頃のその古代語カワイの碑銘・文獻が残つてゐる外、サンズクリットの傑作「マハバラタ」に模した長篇叙事詩がある。近代語で書かれたものにはババツツと呼ばれる年代記類とか、ワイヤングと云はれる人形劇などがある。その東端のバリ島には、さらにダラングと呼ぶ影芝居が傳へられてゐる。

セレベス島には、ブギニス語とマカッサル語の二つの土語が話されてゐるが前者にはニンヂイライ王物語があり、後者には「ヂヤヂヤランカラ物語」がある。ホルネオ島には、三つのヂイヤツク語が方言として用ひられてゐるが、島の大きき割には多くの文學の存してゐることを聞かない。現在はカワイ語が通用してゐるのであるが、今では廢語のチイドンから發達したものである。フィリピン諸島には、三つのビサヤン方言が用ひられてゐるが、その主要語はダガロ

グ語である。そしてその地方語は八十七種に上ると傳へられてゐるが、文學作品には取立てゝ語るべきものがない。たゞ1595年にバスク人の航海者レガスピによつて發見されて以來スペイン文化の影響を受けること深く、十九世紀になつて「ラ・エス・ペテンザ」といふ日刊新聞が創められ、またマライ系のジョセ・リザールといふ作家があつたが、珍らしく多作な小説家・詩人・彫刻家・隨筆家であり殉國の愛國者であつた。

マレイヨ・ポリネシア語族に屬するインドネシア語の三つの弟妹語は、メラネシア、ミクロネシア、およびポリネシアである。ニューギニア島のババア語もその末裔の一つであるから、言語の上からは西はマダガスカルから東はハワイ、マルケサスまで南の一大家族を成してゐる。

わが國の南洋群島は、四つの群島に分けられる。その中、マリアナ、カロリンおよびマーシャルの三つは大ミクロネシアに屬し、南端のビスマークは大メラネシアに屬してゐる。海上における我々の距離の感覺は必ずしも正鵠を得ないのであるが、歴支所の存在するマリアナのサイパンから、カロリンのパラオまでは、神戸・上海間の距離であり、パラオから、マーシャルのヤルトまでは築港から市俄古の間隔である。この事實はやがて、これら無数の島嶼に住む人々の民族、言語、習慣、社會的秩序等が殆んど他との交渉なくして發達し、したがつて相互の間には想像も及ばない相異のあることを説明してゐる。これらの島々が白人によつて發見されたのは十五・六世紀の航海熱の高潮時のことであつて、最初マゼランがマリアナを、そして次にスペイン人が國王のためにマーシャルを、次世紀にカロリンを發見し、ついでそれを領有した。經濟的開發が無意義に終るや、スペイン人は單に基督教を傳導したに過ぎなかつたが、十八世紀になつてイギリス人が渡來して通商し、善惡ともに文化が開發されたのである。その後の變遷は別として、チャモロとカナカの二種族が、もつとも代表的種族であるが、人種的に極めて高度の混血型を示してゐる。現在の言語は、土語、日本語の外に獨語・英語・および西班牙語である。

マーシャルの東南に點在するギルバート諸島を加へて、ミクロネシアの根幹が完成されるのであるが、その土語による文獻としては、いづれも聖書の部分譯であつて、僅かにギルバート語によるもの、カロリンのクサイエ語によるもの、モルトロツク語によるもの等が残されてゐるに過ぎない。

ソロモン群島を含むメラネシアは、深洲の北、ミクロネシアの南に横たはる幾々五千軒に及ぶ長蛇の列島・群島である。メラネシア文學の主體も、殆んど聖書

の翻譯に過ぎない。たと古くは 1568 年にスペイン人アルヴァス・ド・メンダナが、ソロモン群島を發見したとき、土語の語彙が蒐集されたのを手始めに、宣教師の手による字母の羅馬字化が行はれ、ロイアルティ、ニュー・カレドニア、ニュー・ヘブライズ、パンタス、フィジーなどの諸島に、いづれも聖書の翻譯が聖堂に殘されてゐる。右の中、ニュー・ヘブライズではパニアンの一巡禮の旅の譯があり、パンタスには新舊書・英文法書・註釋書・史書・民謡物語があり、ニュー・ジョージア、サンタ・クルーズ、ベンテ・コースト等には、自然發生的な豐富な土語の歌が記録されてゐる。中でもフィジー島は、ポリネシア文化とも交流の跡を留める獨自の文學を有してゐて、住民は物語を愛好し、明確な韻脚と押韻の方法が古くより傳へられてゐる。福音書によつて聖書の神秘を知つた土民はやがてアイルランド系ケルト人、ドイツ系テネトントン人、ポヘミア系スラヴ人の傳へた傳統に沈溺するのであるが、たまたま驚へんによる寫字の方法の流行と時を同じうして大洪水があつたので、驚へんは罪人にもみ許されると信ぜられるにいたつてゐる。現在はムバナン語が標準文學用語であるが、クロスの一讚美歌、リスの「頌歌」、カルバートの「問答篇」、カーデルの「辭典」、ヘイゼルウッドの「文法」などがムバナン以外の地方語で續刻されてゐる。フィジアン人は、夕刻など「偉大な翼の鷗の鳥……」と謡ふのであるが、彼等の太平洋上に結ぶ夢はロウアに殺されて海に投ぜられた大鳥が苦悶の羽で天空の柱を倒壊したこと、大神デンゲイを祭る松明が三十哩の圓周があつたこと、死者はすべて神秘の島ムブルーを訪れるのであることを追ふて、北歐のイグドラジルの大樹にも劣らない大叙事詩を胸に抱いて今日に至つてゐる。わが治下のヤツプ、サイパン、トラツク等の住民が、同じく夕闇迫る頃、きんまの葉を腰に纏うた外に、あらゆる脂粉に身を飾つて、赤道下の愛情を嗜してゐる薄命の女性にのみ興味を奪はれてゐると、我々は傳へられてゐるのであるが、彼等にもフィジー文學以上の雄渾な藝術の存在してゐることが發見されるのを俟たれと思ふ。

ミクロネシアを、東から遠捲きに包んでゐる謂は島嶼の山脈が、ポリネシアである。フィジーがメラネシアの、そしてサモアがミクロネシアの南端をなしてゐたやうに、ミクロネシアの南端をなすものは、タヒティとポリネシアである。ミクロネシアとメラネシアの兩文學に比較して、ポリネシアの文學には遙かに多くの浪漫主義と新鮮な魂の息吹きが感得される。ハワイは群島外に位置し、サモアはミクロネシアに、そしてフィジーはメラネシアに屬してゐるけれども、言語的系圖よりすればこの三者は何れもポリネシア文學に屬すべきである。

ポリネシア文學にも、トンガ、タヒティ、マルケアス、その他の地方語による聖書譯が多いのであるが、通俗文學の印刷されてゐるものも決して尠くない。すなはちトンガ、タヒティの外、ガムビエル等には、豊かな傳説・抒情詩・宗教儀式などが傳へられてをり、英國のロバート・ルイス・ステイヴンソンが讚美しながら終焉の地として選んだサモア島の文學には、系圖譜・哲理的傳説・移民歌および儀式的文獻があり、眞珠灣の攻撃によつて我々の肝銘の新たなハワイ文學には、壯大な風光、煙を嚼く活火山、紺碧の海、微風と陽光の中に自然に親しむ原住民のおほらかな歡喜と抒情と信仰の歌がある。ハワイアン・ギターから流れ出る「アロハ・オエ」等の旋律によつても、ハワイ人のもつ天稟の藝術性が現はれるであらう。

ミクロネシア、ポリネシア、メラネシアの三大列島の中、最大の島はニューギニアであり次がニューギニアランドである。前者のバブア語は、前記三大インドネシア語族の姉妹語であるが、後者のマオリ語は、ポリネシア語族に屬してゐることと明かにされてゐる。バブア文學が、宗教書および聖書の翻譯書を數種數へうるに過ぎないのに反し、マオリ文學には極めて豐富な文獻が傳へられてゐる。ニューギニアランドの原住民は、十四世紀にタヒティより移住したものであつて

その前住種トイ・カイ・ナカウと共にポリネシア人である。傳説によれば、原住民マオリは紀元前五世紀にアチア・テ・ウアリンガ・ヌイから渡來したと傳へてゐるが、その地名は未詳である。この地の言語蒐集は、十九世紀初頭の宣教師の手によつて行はれてゐるが、その頃より聖書の翻譯とか、民謡物語・傳説とか、注意深く保存されてゐる。1930 年出版のゼイムズ・カワン著「マオリ文學」によると、土民の自然詩には極めて變化があつて、土着的自然發生的過程を如實に示してゐるものが多い。すなはち、カラキアと稱する韻文とか呪文の類は、人生の重大機に際して用ひられてをり、オリオリと呼ばれる子守唄とか、アタフといふ求愛詩、アワモテナといふ鎮海歌、ワツカーラ・バといふ張番唄を始め、その他無數の戀愛詩・狩獵歌・挽歌・哀歌・迎賓歌・船歌・植付歌がある。わが國の北海道と略々同じ面積でその形が酷似してゐる北島には、マオリ人の大部分が居住してをり、遙か面積の大である南島には全人口の四パーセントしか住んでゐないが、テイラ・モレスとかツマコハとかの歌人、ランギ・トベオラとかラカバとかの女流戀愛詩人が輩出してゐる。かくて赤道より遙か南方に位する二大文學的天國のフィジーとマオリの文學は、前者の宗教文學に反比例して後者の著しい異教的文學であることに對照が顯著である。(期一九・六)



# わが農業立法の發展

教授 山 木 戸 克 己

は し が き

さきの歐洲大戰の經驗は食糧農産物の國內自給の絕對に必要なことを教へたのであるが、わが農産物は大たいその需要を充たし國民の食糧はほゞ國內生産により自給することができ更に朝鮮・臺灣・滿洲の農産物を加へれば食糧不足の虞はないといふやうな見方が事變前にはかなり廣く行はれてゐた。<sup>(1)</sup>かかる昭和十二年七月勃發した北支事變が間もなく支那事變へと擴大し更に昭和十六年には大東亞戰爭へと進展しその後戦局いよゝ苛烈を加へるやうになつて、國民食糧自給の確保増強が當面極めて喫緊の課題となるに至り、これに應じて種々の立法的行政的措置が講ぜられて來た。元來廣く農業問題といへば獨り食糧問題に止らず農業經營者・農地所有權・小作關係・土地利用・農業努力・農業技術・肥料・農業經營費・副業などに關する多種多様の問題を含んでゐる。そして農業政策の重點は經濟事情の推移に伴つて變化し或は農業經營技術の改善指導や農業者の組織化が問題となり或は小作關係の調整が重視せられ或は農村救済や農産物價の維持が重要性を帯び或は國民食糧の確保が緊要の課題となるといふやうな變遷があり、従つて農業立法も種々の複雑な様相の下に發展して來てゐる。しかし一國の國民經濟全體の立場よりしてその國の農業生産に負荷せしめる窮極的課題の容易に變更し得ざるものである限り、農業政策の指標従つて農業立法の根本的目的に關しても不動的なものが存しなければならぬ。食糧自給體制を確立しその増産を達成して現下集眉の重要性をもつ食糧問題を根本的に解決する爲めの對策としてもそのすべてが應急的措置たるに止まり得ないで同時に斯かる其本目的に副へ恒久的對策が検討されねばならぬ。斯やうな觀點からすれば農業立法發展の跡を辿りその施策の要點の推移を究めることも或時農業法研究の爲め必ずしも無用ではないと思はれる。

本稿では便宜取扱の通函を明治の初年から支那事變勃發までに限定して、これを四期に分つて考察したいと思ふ。

## 第一節 明治維新から明治三十八年頃まで

農業が明治維新の諸變革により確立した近代的土地所有權制度の上に新しく發達を始めたいで日清戰役を経て一般産業經濟の發達に伴ひ進展を遂げた後、日露戰役に至つて一應その頂點に達するに至る頃までの時期は一應これを一括して概観することができようであらう。この時期においては農業生産は農業技術の進歩や物價の騰貴や政府の保護などにより相當の發達を來したのであるが、その發達はわが近代的商工業の發達には比肩すべくもなかつた。そして工業生産發展の影響を受けて農業生産は營利主義的商品生産化の過程を辿つて發達し従つて農業がわが國生産經濟において占めてゐた支配的地位は喪はれて飛躍的發展をなし來つた商工業に對して從屬的地位に立つに至つた。即ち農業經濟は從來の自給自足的自給經濟を脱して交換經濟・貨幣經濟の渦中に投入せられることになつた。農村に對しては工業的生産品が供給せられて衣料品の自給の如きは殆んど跡を絶ちまた販賣肥料の消費が次第に増加し、他面農業生産は販路の廣く需要の大きい農産物に集中せられて自家消費的産物は疎んぜられ米と蠶とは農業生産の中心となつた。

### 一 官制の整備

明治二年四月始めて民部省が置かれ、明治七年には内務省に勸業寮が設けられ明治十年一月には勸業局、明治十一年一月には農務局と改稱せられてその機能を充實した。明治十四年四月に至り農務局は獨立して農商務省となり、こゝに農業に關する中央官廳が整備することになつた。

### 二 開墾・耕地整理

家祿を失つた士族に職を興へまた農業の普及發達を圖る爲めに未開拓地の多い北海道を主としその他内地各所にある未墾地の開墾が奨励された。殊に北海道には明治二年開拓使廳を置いて移民を行ひ開墾に努めまた各種工場や鑛山を官營して拓殖事業に當らしめたのである。

明治三十二年には耕地整理法(舊法、法三二號)が制定せられて「所有者共同シテ土地ノ交換若クハ分合、區劃形狀ノ變更及道路畦畔若クハ溝渠ノ變更廢置」などの耕地整理事業に對して少數不同意者の加入強制・第三者の權利保護・地價據置・登録税免除などによる助成が圖られた。本法は更に明治三十八年に重要な改正を経て目的事業に灌漑排水に關する事業などが加へられることになつた。

### 三 農業の保護育成

富國強兵を目的とし殖産興業を重要任務とした明治政府は農業についてその指導保護に努力した。例へば内藤新宿試験場・駒場農學校・農業博物館・三田育種場などを設置し、勸業博覽會や共進會などを多數開催し、また勸業諮問會並に

勸業委員制度や農事巡回教師制度を創始した。更に農事試験場官制(明治二六勅令一八號)を定め農事試験場園庫補助法(明治三三法一〇二號)をも制定した。

四 農業團體の生成發展

わが國において廣い意味の農業者の集合的組織たる各種の農業團體が農業のあらゆる方面に極めて早くより發生し且つ一般に政府の特別の保護助成の下に著しい發展を遂げたことは注目し得る。法制團體のみにつき法的基礎の賦與された時期を標準として觀ても明治十七年には先づ茶業組合(農商務省第四號茶業組合準則。明治二〇農商務省令四號茶業組合規則を以て廢止)が認められ次いで廣く一農工商ノ業ニ從事スル者ニシテ同業者或ハ其營業上ノ利害ヲ共ニスル者により組織せられ「同盟中營業上ノ弊害ヲ矯メ其利益ヲ圖ルヲ以テ目的ト爲ス」ところの同業組合(農商務三七號同業組合準則)が公認せられ、同十八年には蠶絲業組合(十一月蠶絲業組合準則)が認められてゐる。また同三十二年には農會法が成立し、三十三年には産牛馬組合法(法二〇號、大正四年畜産組合法により廢止)重要物産同業組合法(法三五號)、産業組合法が制定された。おもふにわが國經濟が次第に商品經濟へと資本主義的發展を遂げ大商工業が發達するに伴ひこれに對照して零細經營規模の農業者をこれに適應せしめて農業者の地位を擁護する爲めにその協同的組織化が要請されるに至つたことは當然であらう。従つて農業團體の性格は當初は團體組織による各農業者自體の利益保護補進増進を直接の目的とする協同的組織たるにあり、しかもそれは自由主義經濟の下においては當然の事理であつた。斯かる農業團體のうち最も主要なものは農會と産業組合であるが、産業組合が農業者の協力組織として昭和五年の農業恐慌以後農村經濟更生の中樞機關となり重要性を有するに至つたに反して、設立當初の明治時代にはむしろ農會が近代的農業技術の普及指導機關としてより重要な意義を有してゐた。

(一) 農會

農會は明治三十二年農會法(法一〇三號)によつてはじめてその法的基礎を興へられた。しかし農會及びその系統的組織體は明治十四年に設立された大日本農會を中心として既に相當な發展を遂げてゐたのである。當初の農會法の規定は極めて簡略で殊に農會の組織はすべて命令の規定に譲られてゐたが、農會令(明治三勅三〇號)によれば、農會の系統には市町村農會・郡農會・北海道農會及び府縣農會があつた。農會法はその後明治四十三年に改正され、ここに始めて帝國農會が認められて系統農會の組織體制が完備するに至つた。

(二) 産業組合

零細規模經營者たる農業者の經濟的協力組織として産業組合が最も重要な地位を占める。産業組合は獨逸の Erwerbs- und Wirtschaftsgenossenschaft に範を採つてゐる。はじめ明治二十四年の第二回帝國議會に信用組合法案として提出されたが不成立に終りその後種々の経緯を経て明治三十三年に信用組合・販賣組合・購買組合・利用組合の四種別を含む産業組合法が制定公布された(法四四號)。

五 米穀對策

明治の初期には米穀の生産は國內の消費を充分に賄ひ得たが、經濟的發展に伴ひ農産物に對する需要次第に増大しつゝあつた。そして新政府の窮乏せる財政救済の目的の爲めに明治初年以來不換紙幣が濫發せられたり西南戰役軍費調達の爲めに多額の紙幣が發行せられたなどの結果物價騰貴を來した。それに伴つて米價も明治十三年頃には空前の高値に騰貴することになり小作料物納と地租金納の下において地主の地位は極めて有利となつた。従つて米穀對策は主として米價對策として現はれ、明治六年には穀物の輸出入を自由にし自らも米の輸出を爲したに拘らず明治七年以來その輸出を禁止して米價の調節を圖ることになつた。その後紙幣整理が行はれ幣制が確立するに伴ひ物價は徐々に下落し米價の如き明治二十年前後には従前高値の半額にも及ばぬことになつたが、斯かる農産物價の下落は當然に農民殊に小農民を甚しい窮乏に陥れることになり土地を喪失して小作農や勞働者に墮落する者も續出するに至つた。その間明治八年八月には貯蓄米條例、明治九年十月には預り米制度、明治十年十二月には代米納制度が定められて米價の維持を圖つたが一般に米價騰貴の傾向にあつた爲めにその意義は尠かつた。明治十一年七月には大藏省内に常平局が設置せられ三百萬圓の運轉資金によつて米價の騰落を維持せんとしたが、前述の如き米價の動搖を調節することは困難であつたので明治十五年十一月には廢止された。また明治十三年六月には備荒儲蓄法が制定せられた(本法は明治三三法七七號備荒救助基金法により廢止)。

六 小作關係

明治十七年に政府の殖産興業政策を示す爲めに發表せられた「興業意見書」のうちには小作契約に關し規定を設け地主小作人の權利義務を明にすることなどを内容とする「小作條例ヲ發布スル事」が含まれてをり、これに基いて明治二十年には農務局で「小作條例草案」(未公表)を起草した各府縣にも小作慣行調査が命ぜられた(明治一八年、二〇年)。しかしもちろん小作法の成立を見るには到らなかつた。そして明治三十三年には治安警察法が制定されて「耕作ノ目的ニ出ツル土地賃貸借ノ條件ニ關シ承諾ヲ強ニルガ爲用トシテ對シ履行ノ責任ヲ負フ」



ハ公然詳説スルコトヲ得ス」(一七條)といふことになつた。

註(一) 例へば小野武天・農村經濟論(昭和九年刊行)五八頁・六二頁。

註(二) もちろん明治以前における農産生産關係及び明治初年の土地制度の改革はその後のわが農業及び農業政策を規定するものであるが、ここではその考察を省略する。

註(三) 奥谷松治・再編成過程の農業機構一五五頁・一六九頁参照。

註(四) 詳細は奥谷・明治法制定史における農會(近代日本農政史論二七頁以下)高橋貞三・わが國農業立法の發達の概要参照。

註(五) 詳細は奥谷・小作立法の史的考察(近代日本農政史論一九頁)参照。

### 第二節 明治三十九年頃から大正八年頃迄

農村の自給自足經濟の解體ないし農産生産の商品生産化の過程は日露戰爭前に既に大いに進展し農産物は益々米穀と藁とに集中せられつゝあつたが、殊に日露戰爭後はわが經濟力を飛躍的に發展せしめこれを契機として資本主義經濟の農産支配は全く確立するに至つた。資本集中は益々進捗して工業生産は愈々大規模化し交通運輸の發達に伴ひ貿易は著しく振興した。農産物の商品化に伴ひ農産物價値に米價の動搖が甚しくなつた。また農産物の商品化は必然にその品質向上を要請し來り、例へば米穀生産においては品種の統一や共同苗代の設置や穀物の検査調製上の改善などが勵行せられたが、農産物の品質の向上は販賣價格の上昇となつて小作料納制の下に地主の利益を増進する結果となつた。また耕地整理の著しい進捗は土地の生産力を高めたが小作料の昂騰を來した。日露戰爭後には租税による國民負擔も増大した。更に貿易の振興は外國農産物の壓迫を増大せしめるに至つた。斯かる情勢の下に農産生産ないし農業者に對しては種々の保護政策が採られたのである。即ち米價調節の爲めの處置が講ぜられ、開墾が奨励せられ、農業者の協同組織の普及——産業組合の設立——が奨励せられ、農産物に對する輸入關稅が設定平常化せられ、その他種々の方面に亘り農業政策が強化せられた。

#### 一 米 價 對 策

日露戰爭後米穀の消費量は増大して需給の調和が破れて外米の輸入の平常化を生じ殊に貿易の伸長に伴ひ外米が内地米を壓迫するに至り、米價の動搖が甚しくなつた。従つて種々の米價對策が採られてゐる。先づ明治三十九年の關稅定率法の改正により米穀の輸入關稅が恒久化された。次いで大正四年に米價調節令(勅

二號)・大正六年には農産倉庫法(法一五號)及び「暴利目的トスル購買ノ取締ニ關スル件」(農商務省令二〇號)が制定せられ、いはゆる米騒動の勃發した大正七年には外米管理令(勅九二號)・外國米管理規則(農商務省令一三號)が公布せられ、同年八月には遂に穀物收用令(緊急勅令三二四號、大正八年四月廢止)により穀物の需給を調節して穀價の暴騰による國民生活の困苦を救済する爲めに所有者から米及び雜穀を強制收用してこれを需者者に賣却し得る途が開かれた。しかし米穀に對する根本對策は大正十年の米穀法を待たねばならなかつた。

#### 二、開墾及び土地改良

先づ明治四十二年には耕地整理法につき根本的改正が爲されて、法三〇號「目的事業においても事業主體についても大なる變化を見るに至つた。次に大正八年には當時の米穀需要の増加ないし米價の騰貴に對應する恒久的増産施策として開墾助成法(法四二號)が制定されてをり、また朝鮮や臺灣においても産米増産計畫を樹立實施して内地への移入増加を圖り稻作の改良發達を見るに至つたが、その結果後にはこれらの外地米が内地米を壓迫することになつた。

#### 三、農産團體の發展及び普及

この期においては産業組合法改正(明治三九法四五號・明治四二法二七號、大正六法二二號)及び前述の農會法改正(明治四三法一九號)や畜産組合法(大正四法一號)の制定により産業組合・農會及び畜産組合の組織ないし機能の強化が圖られたほか、森林組合(明治四〇法四三號森林法)・水利組合(明治四一法五〇號水利組合法)・耕地整理組合(明治四二法三〇號耕地整理法改正)が認められて、農業者の協同組織による農業發達が期せられてゐる。なほ大正六年には農産倉庫法(法一五號)が制定せられ、産業組合・農會・市町村その他農業の發達を目的とする公益法人が農業者・地主・木炭生産者の爲めにそれらの者が所有する農産物を保管する爲めに非営利的に倉庫業を営み得ることになり、主として産業組合の機能が一層と擴充されることになつた。

#### 四 農 事 奨 励

農事奨励立法としては主要食糧農産物改良増殖奨励規則(大正八農商務省令一三號)・蠶絲業改良奨励費交付規則(大正七農商務省令一七號)などを擧げ得る。

#### 五 小 作 關 係

日露戰爭以後わが資本主義經濟の發展に伴ひ次第に小作地は増大し小作關係にも變化を來すと共に物價騰貴や租稅負擔の増大或は米穀検査の勵行なども原因となつて小作爭議は漸く増加の傾向を示すに至つた。しかし當時の小作運動は未だ

組織化されるまでに到らず、これに對する特別の立法も爲されてゐない。

六 肥料立法

農産物の商品化肥料工業の大發達は販賣肥料の消費を増加せしめる。この期において肥料取締法（明治四一法五一號）が成立して肥料の製造輸移入賣買は免許業とせられその他不正販賣肥料が取締られるやうになつた。

七 蠶絲業立法

生絲の輸出が増加し蠶業生産が稲作と共に發達に集中せられることになつたが政府も蠶絲業の改良發達には大いに努力した。明治四十四年には蠶病の預防・優良蠶種の供給・蠶品種の改良などを目的とする蠶絲業法（法四七號改正大正六法一六號）が制定せられ、また蠶病預防・桑園増殖獎勵・蠶絲業改良獎勵などの爲めの費用の交付も爲された。

第三節 大正九年頃から昭和四年頃まで

歐洲大戰は日本資本主義經濟を急速度に發展せしめわが國農業に對しても一時未曾有の繁榮を齎したが、間もなく戰後反動的に世界的恐慌が訪れて、大戰當時の物價騰貴は急激に是正せられ農産物價は戰時中に比すれば相當に下落して、農業經濟は慢性的恐慌過程に入つて衰微と沈滞とを久しく續けることになつた。其の後更に昭和四年米騒ぎを發した世界恐慌の渦中に巻き込まれて昭和五年以降農業恐慌を現出して農家經濟は破綻を來し農村はいよ／＼深刻な不況と窮乏に陥るに至つた。斯くてこの期における農業立法としては米價維持對策と小作爭議對策が最も重要なものであつた。

一 米價維持對策

大戰後米價は一般物價の下落に伴ひ且つ大正八・九年の内地米空前の大増産といふ事情も加つて急激に暴落し、大正九年五月まで五十圓を超えて居たものが同年十二月には三十二圓翌年十二月には二十六圓に下落した。その後大正十三年頃から昭和二年頃までの間は幾分米價が上昇し大正十五年には三十八圓まで回復したけれども、爾後再び低落傾向を辿り昭和三年には三十一圓まで下落するに至つた。斯くて大正十年に至り米澁法（法三六號）及び米澁需給調節特別會計法（法三七號）が制定せられることになり、同法はその後數次の改正を経てその内容を強化し來つたが、昭和八年米澁統制法の成立により廢止された。當初米澁法は「米澁需給調節スル爲」め政府がその買入・賣渡・交換・加工又は貯蔵をな

し得ること及び米澁輸入税の増減免除や輸出入制限をなすべきことを規定し、その運用上の買入資金として米澁需給特別會計法により二億圓が認められてゐた。

二 小作立法の展開

大戰後の不況は小作農に最も早く且つ深刻な打撃を與へることになつた。その結果大正七・八年頃から近代的形態をとつて發生し初めた小作爭議は大正十年以降急速に増加し激化して重大な社會問題となつた。斯くの如き情勢に應じて種々の立法運動がなされ政府も機關を設けて對策を調査立案せしめたが、結局實現をみたものは小作調停法制定と自作農創設維持事業の實施擴大に過ぎなかつた。

(一) 小作調停法の成立

小作爭議激化の事態に直面して小作調停法はさしたる反對論もなく成立した（大正一三法一八號）。小作爭議は集團的爭議たる性格が強いが本法はむしろ借地借家調停法に倣ふところが多い。本法では當事者の申立によつてのみ調停を開始し爭議の強制的解決方法を認めてゐないなどの點で微溫的たるを免れなかつた。これ後農地調整法による擴充を必要とした所以である。なほ大正十三年には道府縣に小作官が配置せられ爭議の解決に多くの寄與を爲し來つた。

(二) 自作農創設維持事業の實施

農村問題解決策ないし小作爭議對策として政府が自作農創設維持を奨励するに至つたことはいろいろの意味において注目し得る。元來自作農創設策の目的としては自作農小作農優劣論よりして耕作者の土地取得に基く農業經營上の地位の安定により農業生産力の増進を圖るといふことと小作關係を解消し小作爭議發生の基盤を消滅せしめることによつて小作問題を解決し農村平和を保持するといふことが考へられるが、わが國に自作農創設維持策が採用せられるに至つたのは主として後者の目的に出づるものであつた。即ち大正七・八年頃より漸次小作爭議對策の一としてこれが論議せられるに至り、大正九年日本勸業銀行において自作農貸付手續を設けて貸付を開始したの始まり、爾後各機關による個別的實施と種々の研究立案を経て大正十五年に自作農創設維持補助規則（農林省令一〇號）が制定されるに至り、且つ自作農創設維持事業により創設維持せられた土地の負擔を軽減する爲めに地租條例を改正して（大正一五法六號）自作農地に對する地租を免除し、また登録税法改正もなされた（昭和二年法六號）。

(三) 小作法案の公表

政府は大正十五年六月小作調査會を設置し小作問題に關する方策を詰問し、同會は十月「小作法制定上規定すべき事項に關する聲明」を發表した。農林省にそ



の答申に基き小作法案を立案し昭和二年三月これを正式に社會に公表した。

二 農業保險制度の創始

農業經營上の諸種の災害危険に關する廣い意味の農業保險の最初のものとして昭和四年に至り家畜保險制度が創始された(法一九號家畜保險法)。本法は、家畜保險の特質に鑑み、相互保險制度を採つてゐる。即ち保險の目的たる家畜即ち牛馬の所有者をして郡市の區域毎に家畜保險組合を組織せしめ、家畜の死亡による損害を填補せしめると共に、政府においてその再保險を爲すのである。

四 農業團體法の發展

大正十一年に農會法の根本的整備が爲され、舊法が廢止されて現行農會法(法四〇號)が公布された。即ち農會の目的が「農事」の改良發達を圖ることから「農業」の改良發達を圖ることに擴張せられ、事業の範圍も詳細に規定せられてその性格が漸く明確となり、經費の強制徴收や總代會の設置が認められた。

五 農事獎勵

この期に入つてから小規模ながら農機具の使用が急速に普及し農業生産の機械化が見られることになつた。優良農具普及獎勵規則(大正一四農林省令七號)の制定にそれを物語るものである。また農産物價の下落による農家收入の減少を補填する爲めに副業も大いに獎勵された(大正一四農林省令一二號副業獎勵規則)。

註(一) 農業年鑑昭和十七年版一九一頁参照。

註(二) 小野武夫・農村經濟論九九頁、同氏最近農業問題十講九九頁、重政説之、自作農創設維持(法律學辭典一一〇一頁)。

第四節 昭和五年頃から昭和十二年頃まで

この第四期は世界的に農業恐慌を現出するに至つた頃に始まり、次いで昭和六年に勃發した滿洲事變やその後の北支事變を経て、更に北支事變が支那事變にまで發展し、わが國民經濟從つて農業經濟關係もまた準戰時體制ないし國防經濟體制に突入することになつた昭和十二年頃までを含む。わが農業部門は世界大戰後既に慢性的恐慌状態に陥つて深刻な不況に陥んでゐたが昭和五年以降の農業恐慌により更に破局的打撃を蒙るに至つた。従つてこの期間においては農業關係に對しても他の一般經濟部門におけると同様に、相當廣汎にしかも注目すべき諸種の法的措置が講ぜられてゐる。もつともはじめは自由主義的營利的農業經營をそのまゝにした一時的不況對策であり農家救済であつて、當時既に豫見された國際危

機に對處すべき農業生産力發展の指標からは全く背馳した政策であつた。米收作付減反案の案出された如きは最も雄辯にこれを物語るものである。この點に支那事變以後國防經濟體制即ち近代戰の特色たる總力戰體制の確立強化の一環として戰時農業體制を整備擴充すべき必然性を含みまたその困難性を胎してゐるものと考へられる。

一 米穀立法の展開

この期に入つて米穀立法は種々の變遷を経その統制は次第に強化され來つた。しかしそれらはすべて米穀の價格の維持安定策でありその流通過程の統制化にすぎなかつたのみならず、その統制も應急的對策の域を脱しないから流通過程合理化的の充分な効果を實現し得なかつたのであつて、結局は專賣制ないし全面的國家管理へ推移すべき漸進途上の不徹底な施策に過ぎなかつた。そして農村救済の點から觀てもこれらの諸立法ないし諸施策による恩恵は地主富農にとどまり貧農に及ばないのであつて、眞の農村對策農民救済は小作關係、土地制度の改革に俟たねばならぬことが次第に痛感されるに至つた。そしてその間米穀の生産統制の問題も漸く論議されつゝあつたが、それは専ら過剩米處理の方策として論ぜられ農業生産力の擴充ないし國民食糧自給確保の觀點からするものではなかつた。

二 小作關係立法

この期において朝鮮で朝鮮農地令、昭和九制令五號)が制定されたことは注目しに値する。内地では昭和六年二月政府は大正十五年當時の小作調査會が答申した小作法案を多少の修正を加へて第五十九議會に提出したが、審議未了となり、小作法はその後昭和十三年農地調整法の成立まで實現を見なかつた。しかるに朝鮮では朝鮮農地關係の特殊性と當局者の英断とは調期的な小作立法を内地に一步先んじて成立せしめることになつたのである。

三 肥料法制の整備

肥料對策の一環として漸く昭和十一年に「肥料ノ需給ノ圓滑及價格ノ公正ヲ圖リ肥料製造業及農業經營ノ改善發達ヲ期スルコトヲ目的」として重要肥料業統制法が制定せられた(法三〇號)。本法の成立は本格的肥料對策の第一歩を意味する。また肥料配給改善助成規則(昭和五農林省令四號)も設けられた。なほその後成立した臨時肥料配給統制法(昭和一二法九二號)はむしろ戰時農業立法に屬する。

四 農業金融の改善

農村負債は永年の農家經濟の窮乏により累積され且つ昭和五年以後の深刻な農

業恐慌により更に急激に増加するに至つたので、昭和八年には農村負債整理組合法（法二二號、改正昭和一一法二二號）が制定せられ、その後昭和十二年には農村負債整理資金特別融通及損失補償法（法七七號）も制定せられてゐる。また農業者用動産を擔保とする金融制度を創始する爲めに農業者動産信用法（昭和八法三〇號）が制定せられた。

五 蠶絲業立法

蠶絲業に關してもこの期には重要な立法的措置が講ぜられ、昭和六年には蠶絲業組合法（法二四號）、同九年には原蠶種管理法（法二九號）、同十一年には産蠶區理統制法（法九號）、同十二年には絲價安定施設法（法一六號）が制定せられた。

六 經濟更生對策

農村不況克服の爲めに經濟更生ないし農事獎勵を目的とする政策が施された。即ち昭和七年には農林省に經濟更生部が設置せられ（勅令二五九號）、また養蠶（昭和二農林省令五號）、有畜農業（昭和六農林省令一六號）、小麥増殖（昭和七同令一四號）、開墾（同二號）、農山漁村の共同作業（同二八號）やその經濟更生計畫（同令三〇號、同一年一〇號）、農村の工業化（昭一〇同令二〇號）などを獎勵する爲めに獎勵金交付の途も開かれた。

註(一) この滅反案の内容については小野前掲十卷一八七頁参照。價格對策を越えて生産調節を企圖した點は注目すべきである。

註(二) 鹽田正洪・朝鮮農地令解説（法律時報六卷七號）参照。

む す び

わが農業立法は以上概観したやうな變遷を経て戰時農業體制の確立を目指す戰時立法の段階に入る。もつとも支那事變勃發後の數年間は生産諸條件の漸次的減退に拘らず農業生産力の低下が豫想された程には現れなかつた爲めに農業經濟の部門における國家統制は或る程度微温的姑息的であつた。しかるに事變第三年昭和十四年秋以來消費増並に外地米移入減を主因として食糧問題が表面化し、食糧の需給調節消費制限と増産確保とが喫緊の重要課題となり、これが爲めに食糧増産物の配給統制が實施せられると共に進んで戰時經濟の制約の下に農業生産力を維持増強すべき根本的方策が次第に講ぜられてゐる。更にその後國防目的達成の爲めにする農業經濟統制は農業のあらゆる部に亘り益々強化せられて今日に至つた。そして今や農業問題は從來の臨時措置の個別的對策を越へて農業生産力の擴充を指標とする恒久的綜合的對策を絕對に要請しつゝある。しかし事變後の農業立法の推移についての考察はこれを他日に期したい。

註(一) 鹽田正洪・農業に於ける統制的發展（國家と經濟五卷三號）。

(第五頁より續く)

高度の保護政策を抑制しなければならぬ。又各通貨の爲替比率を決定する爲に特に國際通貨會議の如きを開く必要はないであらう。世界經濟に有力なる二國間の爲替比率が協定せられ、且つ確實に維持せられるならば、爾餘の通貨は此兩通貨に一定の比率を以て釘付けせらるゝを得（戰前の通貨ブロックの如く）、其基本となる兩通貨は眞の世界通貨となるであらう。しかし尙殘る問題は、基本的通貨をめぐる諸國に對し、各國の經濟的進歩と發展を阻害せざる如く、必要なる支拂手段が充分に供給せられねばならないことである。此必要が所謂「世界銀行」の提案を生んだのであらうが、自分の考へでは、此銀行の發行する通貨は唯上記の基本的通貨と一定の平價を保てば足り、諸國の通貨に兌換せられる必要はない。又此銀行の貸出は確實なる銀行運營原則（good banking principle）に従つて行はるべく、各國に對する信用割當の如きは良策ではない。更に來るべき世界通貨制度と金との關係は決して重要ではなく、金を何等かの形に於て此制度に結び付んとする試みは、要するに金保有國としての米國及び金生産國としての英國の、利害關係に出づるものに外ならない、と。

編輯室より

△七、八月號休刊 印刷所其他各方面の手足不足に依り本誌の發行が毎號遅れて申譯ありません。止むを得ず七、八兩月を休刊とし本誌を九月號としました。事情御諒察を願ひます。

△學園消息 學園では磯部喜一教授が近く東京工業大學へ轉せられることに内定しました。又教授安川安太郎氏は病氣の爲め去る七月十四日逝去せられました。謹んで哀悼の意を表します。

△校友各位へ 本誌發行につき左の諸點御諒知を願ひます。

- 一、編輯責任 關西大學々會
- 一、投稿歡迎 一般精神科學に關する研究論文 四〇〇字詰原稿紙二五枚程度 宛先關西大學々報局
- 一、本誌の配布に就ては普通校友會費の外に年額二圓を添へて學報局宛御申込下さい。